

## 指標編

## 第1部 制度の概要及び基礎統計

## I V 社会福祉

## 1 老人福祉

老人対策は、長期かつ総合的対応を要する問題であり、たとえば、所得、健康、福祉サービス、生きがいと各般にわたる総合対策が必要とされる。また、単に老人を弱者として保護するのではなく、老後の生きがいを高める積極的対策でなければならない。老人福祉法は、その第1条に規定しているように、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的」としている。このような老人福祉法の精神を受けて種々の施策が行われている。

## 厚生省における老人対策

## 厚生省における老人対策

所得保障	○厚生年金・国民年金制度等による老齢年金等の支給 ○生活保護法による最低生活費の支給
健康	○老人保健法に基づく壮年期の健康診査等の総合的な保健事業 ○老人保健法に基づく老人医療の保障
福祉	○家庭奉仕員の派遣事業等の在宅要援護老人福祉対策 ○特別養護老人ホーム等によるねたきり老人等の保護（施設対策） ○老人クラブ活動の助成等の生きがい対策
その他	他省庁において、雇用対策、住宅対策税制上の配慮等老人の生活全般にわたってきめ細かい対策が実施されている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

1 老人福祉

(1) 在宅福祉対策

(昭和58年度)

事業名	事業の概要	費用負担
要援護老人対策	老人家庭奉仕員派遣事業 ねたきり老人等日常生活を営むのに支障がある者に派遣 ○家庭奉仕員数 18,278人	無料又は有料
	老人日常生活用具給付等事業 ねたきり老人等の日常生活を容易にするため日常生活用具を給付(低所得世帯に限る) 給付品目(特殊寝台, マットレス, エアベット, 便座(便器), 浴槽, 湯沸器, 老人用電話(貸与))	無料
	ねたきり老人短期保護事業 ねたきり老人を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難となった場合に, 特別養護老人ホームで保護 ○対象人員 27,845人	無料又は実費負担
在宅福祉対策	デイ・サービス事業 通所サービス事業 脆弱老人等をデイ・サービス施設に通所させ, 入浴, 給食, 日常動作訓練等各種のサービスを提供 ○実施箇所数 74か所	実費負担
	訪問サービス事業 ねたきり老人の居宅まで訪問して, 入浴, 給食, 洗濯のサービスを提供 ○実施箇所数 81か所	実費負担
生きがい対策	高齢者無料職業紹介所(併設)高齢者能力活用推進協議会 概ね65歳以上の者に対し, 各種の相談とその希望と能力に応じた適切な仕事のあっせん等を行う ○実施箇所数 紹介所 148か所 協議会 78か所	無料
	都道府県・市老人クラブ活動推進員 単位老人クラブの育成指導及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対する指導 ○活動推進員 89人	—
	老人クラブ活動等助成 老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成 ○老人クラブ数 123,584クラブ ○会員数 7,773,572人 昭和57年3月末現在	会費
	生きがいと創造の事業 老人クラブ活動の一環として行う陶芸, 園芸, 木工などの生産活動に対する助成 ○実施箇所数 54か所	実費負担

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

1 老人福祉

(2) 施設福祉対策

事業名	事業の概要	費用負担
施設福祉対策 入所施設	<p>養護老人ホーム</p> <p>(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者 (946か所, 69,963人)</p>	負担能力に応じた費用徴収(本人・扶養義務者)
	<p>特別養護老人ホーム</p> <p>(入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者 (1,311か所, 98,903人)</p>	負担能力に応じた費用徴収(本人・扶養義務者)
	<p>軽費老人ホーム(A型)</p> <p>(入所要件) 原則として60歳以上の者で、身寄りがなにか、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある者(ねたぎり老人を除く) (208か所, 12,871人)</p>	生活費は自己負担。事務費は負担能力に応じ減額
	<p>軽費老人ホーム(B型)</p> <p>(入所要件) 原則として60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) (参考) (38か所, 1,810人)</p>	原則として自己負担
	<p>有料老人ホーム</p> <p>(入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や公的援助のある施設に入ることを望まない者 (90か所, 6,813人)</p>	全額自己負担
施設福祉対策 利用施設	<p>老人福祉センター</p> <p>地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設 (1,465か所)</p>	原則として無料
	<p>老人憩の家</p> <p>地域の老人に対し、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 (3,283か所)</p>	原則として無料
	<p>老人休養ホーム</p> <p>景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 (76か所)</p>	最高4,500円(1泊2食付)

(注) 事業の概要の欄の( )内は昭和57年10月1日現在の施設数、定員

## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

##### 1 老人福祉

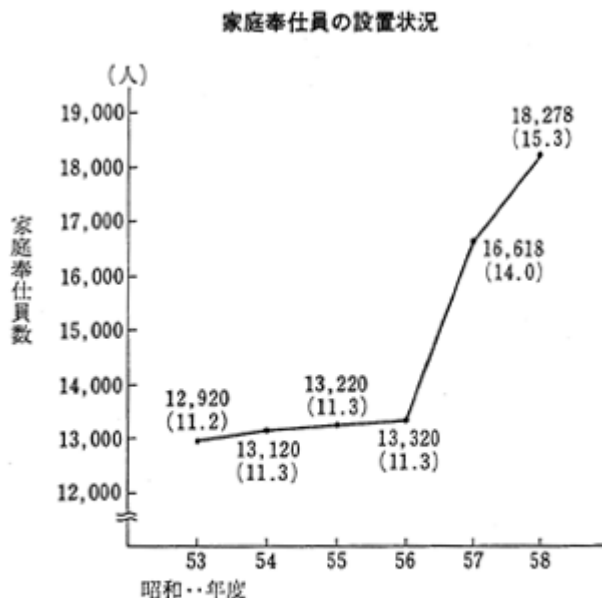
#### (3) 家庭奉仕員派遣事業

家庭奉仕員派遣事業は、心身上の障害のある老人の家庭を訪問して、食事の世話、衣類の洗濯、家の掃除、生活必需品の買物、通院の手伝い等の日常生活上の世話を行うものであり、在宅老人福祉施策の中核である。

家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて昭和57年10月から所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することにした。非課税世帯については、従来どおり無料で派遣することとした。

このような派遣対象の拡大に伴い、昭和57年度においては3,298人、昭和58年度においては1,660人の増員を行った。

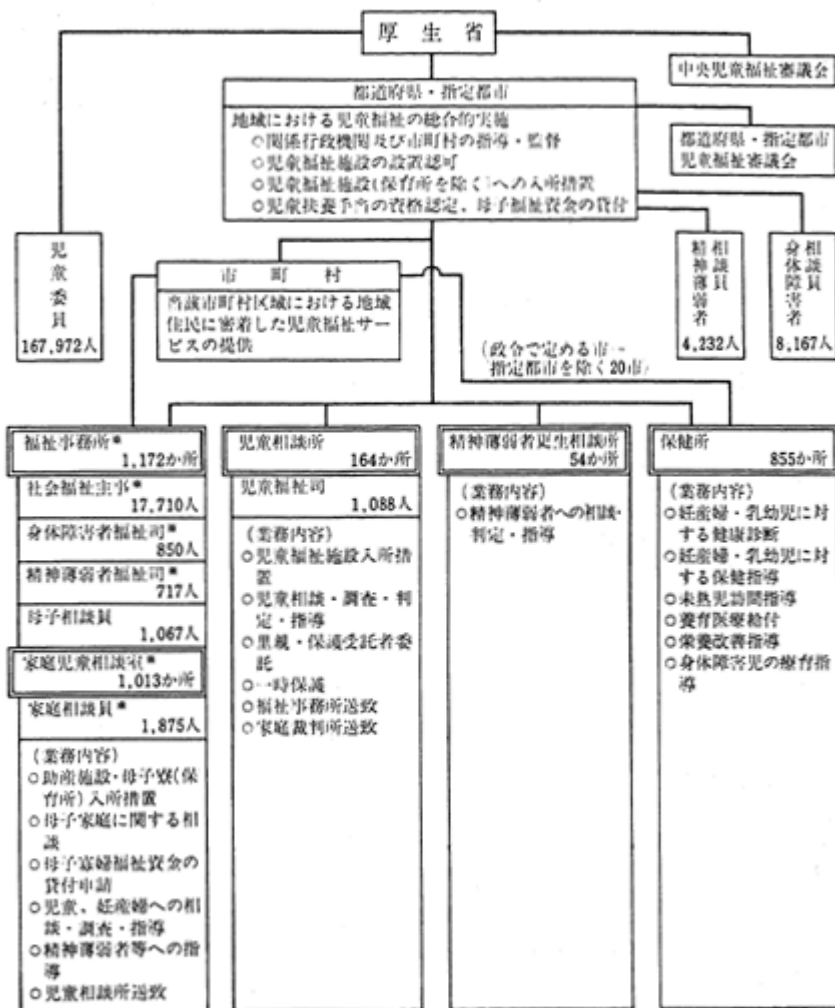
#### 家庭奉仕員の設置状況



- (注) 1. 対象家庭奉仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、心身障害児が含まれている。  
2. ( ) 内は、人口10万対比



児童福祉行政の機構図



(注) 施設数及び人員は57年度末の数字である。ただし、※を付した数字は57年6月1日現在、母子相談員数は56年度末、児童相談所、児童福祉司の数は58年5月1日現在のものである。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

2 児童と家庭

(2) 児童福祉施設

(昭和57年10月1日現在)

種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員		入所人員	
			か所	人	人	人
児 童 福 祉 施 設		33,152	2,270,645	2,038,384		
助産施設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる	880	(7,057)	.		
乳 児 院	乳児を入院させ、養育する	122	4,114	3,083		
母 子 寮	母子を入所させ、保護指導する	357	(7,122)	(14,436)		
保 育 所	保育に欠ける乳幼児を保育する	22,709	2,168,349	1,956,725		
養 護 施 設	保護者のない児童等を入所させ養護する	534	35,067	31,315		
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に必要な指導を行う	834	55,418	42,076		
虚 弱 児 施 設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康増進を図る	33	2,001	1,780		
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の児童を治療する	11	550	387		
教 護 院	不良行為をなし又はなすおそれのある児童を教護する	57	5,146	3,018		
児 童 館	集会室、遊戯室等設け、児童の健全育成を図る	3,159	.	.		
児 童 遊 園	広場、ぶらんこ等設け、児童の健全育成を図る	4,456	.	.		
精神薄弱者援護施設		892	56,140	54,035		
精神薄弱者更生施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、指導訓練を行う	617	42,635	41,333		
精神薄弱者授産施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、主として職業指導を行う	275	13,505	12,702		
母 子 福 祉 施 設		79	1,988	.		
母子福祉センター	母子家庭に対して各種の相談、指導を行う	53	.	.		
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養のための施設	26	.	.		
母 子 保 健 施 設		663	.	.		
母子健康センター	母子保健に関する各種の相談・指導を行う	663	.	.		

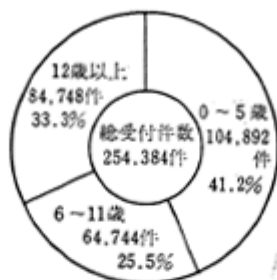
資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

- (注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。
2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設につき、それぞれ、合計したものである。  
また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。
3. 母子健康センターについては、昭和58年3月末日現在である。

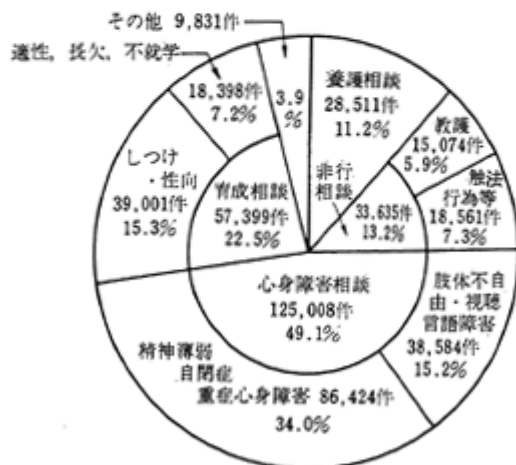
児童相談所における相談件数

児童相談所における相談件数(昭和57年度)

① 年齢別受付件数



② 相談内容別受付件数



- (注) 1. 養護相談とは、保護者の病気、離婚等による養育困難児、棄児、被虐待児等養育環境上問題のある児童に関する相談をいう。
2. 教護相談とは、家出、浮浪、乱暴等脱法行為ではないが、児童の問題行為に関する相談をいう。

相談機関の相談件数からみた児童問題の状況



相談機関の相談件数からみた児童問題の状況

(児童相談所)

年 度		昭和50年度	昭和55年度	昭和57年度
総 数 (指数)		239,518 (100)	249,168 (104)	254,384 (106)
主な相談事例の動向	非 行	(指数) 100 →	127 →	145
	養 護 (片親, 虐待等)	100 →	87 →	91
	育 成 (しつけ等)	100 →	87 →	80
	心 身 障 害	100 →	120 →	125

資料：厚生省児童家庭局調べ

(注) 昭和58年5月現在の児童相談所数は164か所である。

(家庭児童相談室)

年 度		昭和50年度	昭和55年度	昭和57年度
総 数 (指数)		465,178 (100)	569,439 (122)	610,011 (131)
主な相談事例の動向	生活活習慣(性格等)	(指数) 100 →	104 →	107
	学校生活(登校拒否等)	100 →	128 →	157
	非 行	100 →	124 →	165
	家 族 関 係	100 →	121 →	143
	その他の環境条件に係るもの	100 →	124 →	124

資料：厚生省児童家庭局調べ

(注) 昭和57年度末現在の家庭児童相談室は社会福祉事務所内に1,013か所設置されている。

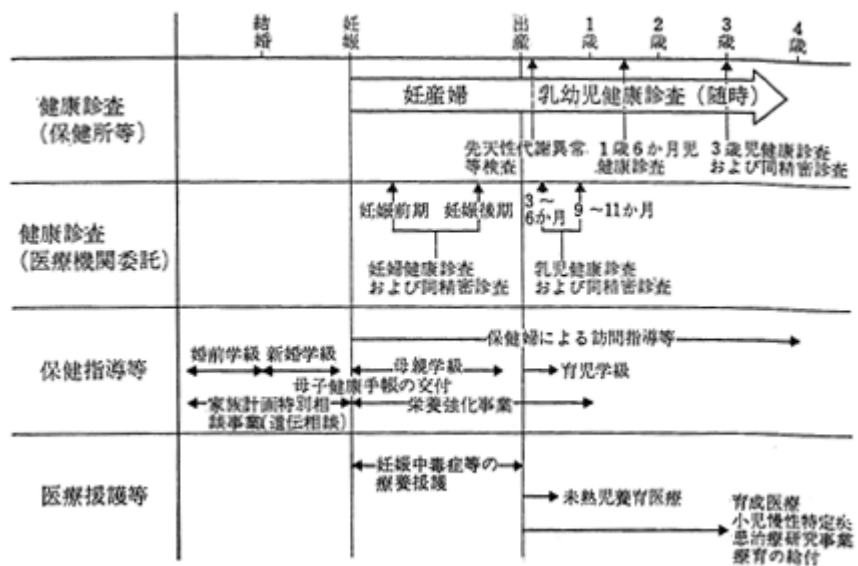
指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

2 児童と家庭

(3) 母子保健



健康診査の実施状況

健康診査の実施状況

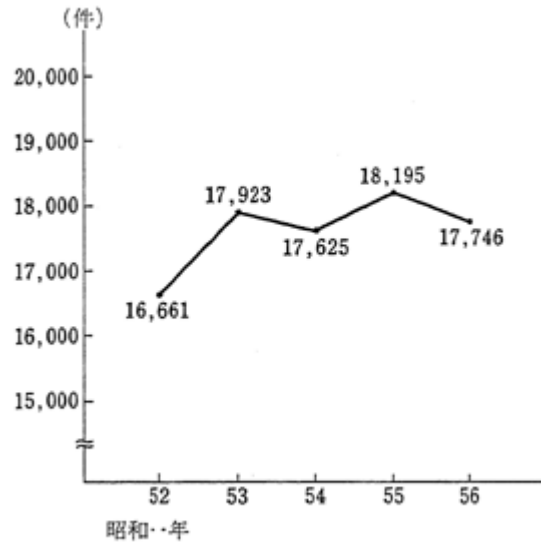
(昭和56年度)

		人	%
3歳児健康診査の受診者数(受診率)	一般健診	1,379,400	(81.4)
	精密健診	27,379	(—)
	歯科健診	1,326,253	(78.3)
1歳6か月児健康診査の受診者数(受診率)	一般健診	1,132,204	(78.9)
	歯科健診	992,832	(76.9)

厚生省児童家庭局調べ

未熟児養育医療の給付件数の推移

未熟児養育医療の給付件数の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

2 児童と家庭

(4) 保育対策

全国的にみれば保育所はほぼ充足しており、今後は人口急増地域等への対応及び多様化する保育需要(夜間保育,延長保育,障害保育等)への対応が進められる。

保育所数・入所状況

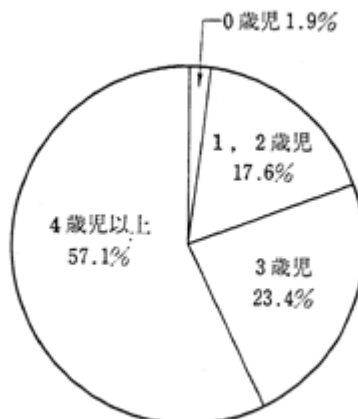
保育所数・入所状況

年度	保育所数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総数 (か所)	公立 (か所)	私立 (か所)		
昭和50	18,238	11,683	6,555	1,699,681	1,603,924
55	22,036	13,564	8,472	2,136,728	1,977,879
56	22,487	13,724	8,763	2,168,811	1,965,896
57	22,709	13,842	8,867	2,168,349	1,938,829

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

年齢別保育所措置状況(昭和58年4月1日現在)

年齢別保育所措置状況(昭和58年4月1日現在)



資料：厚生省報告例

夜間保育・延長保育・障害児保育の現状

夜間保育・延長保育・障害児保育の現状(昭和58年8月1日現在)

夜間保育	12か所
延長保育	198か所
障害児保育(国庫補助対象人員)	3,748人

厚生省児童家庭局調べ

---

## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

#### 2 児童と家庭

#### (5) 児童の健全育成対策

---

家庭・地域における児童の健全育成及び要養護児童・非行児童等の福祉の増進を図る。

子どもが健やかに育てられる場の確保	施設の充実——児童館、児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放等 地域組織活動の充実——母親クラブ、児童育成クラブ等の強化・助成
多子家庭に対する経済的援助	児童手当の支給
養護に欠ける児童の保護	乳児院、養護施設への入所、里親等への委託
非行等問題行動の防止、保護、指導	児童相談所における相談・指導、教護院、情緒障害児短期治療施設への入所

---

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

2 児童と家庭

(6) 児童手当

目 的	○家庭における生活の安定に寄与する。 ○次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。		
支給対象者	義務教育終了前の児童を含む3人以上の児童(18歳未満)を監護している者		
支給方法	支給対象者の申請に基づき、市町村長が認定・支給する。 (公務員(公共企業体職員を含む。))については所属庁の長が認定・支給する。)		
手 当 額	第3子以降の児童1人につき月額5,000円 (市町村民税の所得割の額のない者・月額7,000円)		
所得制限	支給対象者の年収391.9万円未満(昭和58年度・6人世帯)		
費用負担	1. 被 用 者	事業主	$\frac{7}{10}$
		国	$\frac{2}{10}$
		都道府県	$\frac{0.5}{10}$
		市町村	$\frac{0.5}{10}$
	2. 自営業者・農業者等	国	$\frac{4}{6}$
		都道府県	$\frac{1}{6}$
		市町村	$\frac{1}{6}$
	3. 公 務 員	全額所属庁負担	
特例給付	昭和57年6月から昭和60年5月までの間、年収が391.9万円以上570万円未満(昭和58年度・6人世帯)である被用者又は公務員に対し、全額事業主(所属庁)負担により、第3子以降の児童について児童手当と同額の特例給付を支給する。		

児童手当支給状況

児童手当支給状況(昭和57年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	(702,112) 2,145,685	(882,137) 2,461,966	165,892,268
うち特例給付	572,267	608,611	23,833,686
被用者	(134,468) 988,325	(169,634) 1,096,836	66,452,024.5
うち特例給付	413,798	439,490	17,104,562
非被用者	(566,147) 917,037	(710,490) 1,104,828	85,645,758.5
公務員	(1,497) 240,323	(2,013) 260,302	13,794,485
うち特例給付	158,469	169,121	6,729,124

資料：厚生省児童家庭局「昭和57年度児童手当事業年報」

(注) 1. 受給者数及び算定基礎児童数は、昭和58年2月末現在のものである。

2. ( )内は、市町村民税所得割の額のない受給者及び当該受給者に係る算定基礎児童の各々の数の再掲である。

算定基礎児童数別受給者数

算定基礎児童数別受給者数(昭和58年2月末現在)

(単位：人、%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,145,685	1,895,898	203,057	33,698	8,697	4,335
構成比	100.0	88.4	9.5	1.6	0.4	0.2

資料：厚生省児童家庭局「昭和57年度児童手当事業年報」



## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

#### 2 児童と家庭

#### (7) 母子家庭等

#### 1) 母子及び寡婦福祉対策

##### ① 母子及び寡婦福祉対策

経済的援助	手当、年金の給付 死別—遺族年金、母子年金、母子福祉年金 生別—児童扶養手当 資金の貸付(母子福祉資金、寡婦福祉資金)
雇用促進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住宅	公営住宅への配慮
生活指導等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭介護人派遣事業

- (注) 1. 母子家庭—夫と死別又は離別した女子と、その扶養する20歳未満の児童からなる家庭  
2. 寡婦—夫と死別又は離別した女子で、かつて母子家庭の母であった者

#### 2) 児童扶養手当

② 児童扶養手当

目 的	離婚等により父がいない母子家庭の母の稼得能力の喪失、低下を補うことにより児童の福祉の増進を図ること。													
受 給 者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を監護養育している母又はその他の者													
手当額(月額) (昭和57年9月～)	児童1人の場合 児童2人の場合 3人以上児童1人の加算額	32,700円 37,700円 2,000円												
所 得 制 限	受給者の前年の年収361万円未満(2人世帯)													
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回(4月, 8月, 12月)支払う。													
支 給 状 況 (昭和57年度末)	受 給 者 数 支給理由別内訳	552,076人 <table border="1"> <tr> <td>離婚</td> <td>382,162人</td> </tr> <tr> <td>死</td> <td>36,426人</td> </tr> <tr> <td>未 婚 の 母 子</td> <td>36,142人</td> </tr> <tr> <td>父 遺 障</td> <td>32,096人</td> </tr> <tr> <td>遺 棄</td> <td>52,962人</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>12,288人</td> </tr> </table>	離婚	382,162人	死	36,426人	未 婚 の 母 子	36,142人	父 遺 障	32,096人	遺 棄	52,962人	そ の 他	12,288人
離婚	382,162人													
死	36,426人													
未 婚 の 母 子	36,142人													
父 遺 障	32,096人													
遺 棄	52,962人													
そ の 他	12,288人													

## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

#### 3 心身障害者福祉

---

心身障害者に対する施策には,在宅サービス,施設サービスとがあるが,その目的とするところは,心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し,一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

---

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

3 心身障害者福祉

(1) 身体障害者

障害の程度別身体障害者数と構成割合

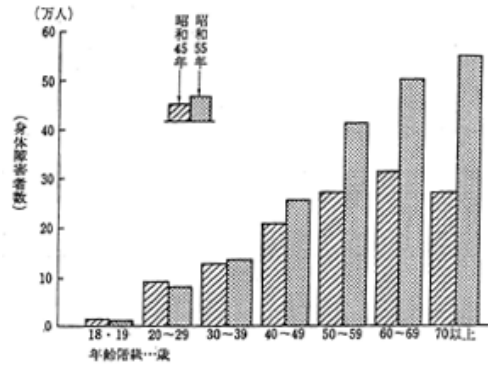
障害の程度別身体障害者数と構成割合

障害の程度	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和55年	昭和45年	対前回増加割合	昭和55年	昭和45年
総 数	千人 1,977	千人 1,314	% 150.5	% 100.0	% 100.0
1 級	293	142	206.3	14.8	10.8
2 級	355	207	171.5	17.9	15.7
3 級	337	165	204.2	17.0	12.5
4 級	381	233	163.5	19.3	17.8
5 級	265	200	132.5	13.4	15.3
6 級	244	165	147.9	12.4	12.5
不 明	101	202	50.0	5.1	15.4

(注) 障害の程度の判定基準は身体障害者福祉法施行規則別表第5号において、障害程度の重度のものから1級～6級とされている。

年齢階級別にみた身体障害者数の分布

年齢階級別にみた身体障害者数の分布 (昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

1) 身体障害者福祉対策の概要

厚生白書(昭和58年版)

① 身体障害者福祉対策の概要

事業名	事業の概要	備考	
ハンディキャップ軽減のための施策	更生医療の給付	身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療(昭和57年度給付件数37,438件)	厚生大臣が指定する医療機関に委託
	補装具の交付,修理	身体上の障害を補うための用具の交付,修理(昭和57年度交付件数120,093件,修理件数33,745件)	都道府県知事等が指定する業者に委託
健康の保持増進のための施策	診査,更生相談	身体障害の認定を行ったり,医療,生活,職業等の各種福祉相談に応ずる。	身体障害者更生相談所と共同で実施
	在宅重度障害者訪問診査	歩行困難な在宅の重度障害者の家庭を訪問して,必要な診査,更生相談を行う。	
社会参加と自立のための施策	障害者福祉都市の設置	障害者の住みよい街づくりを推進するため,生活環境の改善,福祉サービスの体系的実施,心身障害児の早期療育態勢の確立,市民啓発の各事業を総合的に実施する。	人口10万以上の市に対し計画的に実施 昭和57年度25市
	社会参加促進事業	身体障害者の社会参加を促進するため,都道府県が身体障害者相談員,身体障害者福祉団体等の協力を得て行う事業	都道府県,指定都市単位で行う
	在宅障害者デイ・サービス事業	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者に対し,家庭生活,社会生活への適応能力を養いながら創作,軽作業等とおしてその自立を助長し,生きがいを高める。	原則として人口10万以上の市(身障センターB型)で実施
日常生活に対する援助のための施策	福祉手当の支給	日常生活において常時の介護を必要とする重度障害者に支給する。(昭和57年度末現在支給対象人員395,122人)	月額10,550円(昭和57年9月より)
	日常生活用具の給付	重度障害者が自力で日常生活を営めるよう洋式の浴そう,便器,盲人用テープレコーダー等の支給及び福祉電話の貸与を行う。	
	家庭奉仕員の派遣	日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭を訪問して家事,介護,助言指導を行う。	
	在宅重度身体障害者緊急保護	重度身体障害者を介護している保護者が病気等によって家庭における介護が困難な場合施設に一時保護する。	
障害別福祉施策	点字図書,声の図書の製作・貸出,手話通訳指導者の養成・研修,身体障害者自助具等展示あっせん	社会福祉法人等に委託	
その他の制度による施策	税の減免,国有鉄道の旅客運賃割引,有料道路の通行料金の割引等		

2) 身体障害者福祉対策の概要

② 身体障害者福祉対策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉対策	更生援護施設の入所等	肢体不自由者更生施設 肢体不自由者を収容し、又は通所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(51か所、1,564人)
		失明者更生施設 失明者を収容し、又は通所させて、その更生に必要な知識技能及び訓練を与える。(15か所、1,182人)
		ろうあ者更生施設 ろうあ者を収容し、又は通所させて、その更生に必要な知識技能及び訓練を与える。(3か所、105人)
		内部障害者更生施設 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある者を収容し、又は通所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(18か所、582人)
		身体障害者療護施設 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを収容して、治療及び養護を行う。(142か所、8,860人)
		重度身体障害者更生援護施設 重度の身体障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(45か所、2,578人)
		身体障害者授産施設 身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮する者等を収容し、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(84か所、3,824人)
		重度身体障害者授産施設 重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮する者等を収容し、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(92か所、5,418人)
		身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の通所(30か所、541人)
		身体障害者福祉工場 重度身体障害者で作業能力はあるが、職場、交通環境のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、健全な社会生活を営ませる。(19か所、999人)
		補装具製作施設 無料又は低額な料金を、補装具の製作又は修理を行う。(31か所)
		点字図書館 無料又は低額な料金を、点字刊行物を盲人の求めに応じて閲覧させる。(72か所)
		点字出版施設 無料又は低額な料金を、点字刊行物を出版する。(12か所)
		身体障害者福祉センター 地域の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練及び保健休養等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する。(76か所)
		盲人ホーム あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する盲人であって自営し、又は雇用されることの困難なものに対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(33か所)
障害者更生センター 障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深める。		
進行性筋萎縮症者の援護 進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。		

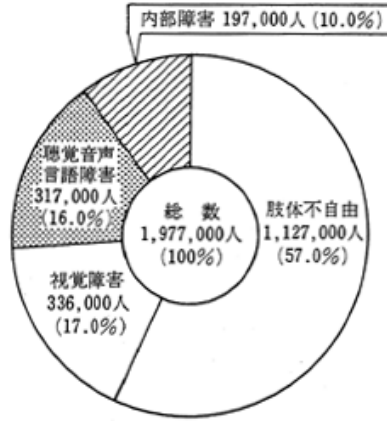
(備考) 肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設に入所又は通所している者に対しては、次の費用が支給される。

更生訓練費……………訓練を受けるために必要な費用  
就職支度金……………訓練を終了し、就職等により自立する場合の支度金

(注) 事業の概要の欄の( )内は昭和57年10月1日現在の施設数、在所者数

障害の種類別にみた身体障害者数

障害の種類別にみた身体障害者数(昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

3 心身障害者福祉

(2) 心身障害児

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児(者)対策一覧

		心身障害児(者)対策一覧				
		乳幼児期	少年期		成年期(精神薄弱者のみ)	
		0歳	6歳	15歳	18歳	20歳
在宅対策	発生予防	……母子保健対策				
	早期発見	…先天性代謝異常等検査				
		健康診査(乳児, 1歳6か月児, 3歳児, 幼児)				
		保健所・児童相談所等による相談指導				
	早期療育	心身障害児総合通園センター				
		育成医療				
		心身障害児……………				
		通園事業				
		障害児保育				
	手当・金	通園施設……………				
		(肢体不自由児, 難聴幼児, 精神薄弱児)				
		特別児童扶養手当の給付				
	福祉サービス	障害福祉年金の給付				
		福祉手当の給付				
		補装具の交付(修理)				
日常生活用具の給付						
家庭奉仕員の派遣						
在宅重度精神薄弱者訪問診査事業						
児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務所)による相談指導						
精神薄弱者更生相談所・福祉事務所等による相談指導						
精神薄弱者相談員, 民生(児童)委員						
民間団体による相談指導						
施設対策	身体障害者手帳, 療育手帳の交付					
	心身障害者扶養保険制度					
	心身障害児(者)歯科診療事業					
	心身障害児(者)施設地域療育事業					
	就労・社会策	精神薄弱者通所援護事業				
		精神薄弱者福祉ホーム				
		精神薄弱者通所寮				
	職親					
	精神薄弱者更生施設(通所)					
	精神薄弱者授産施設(通所)					
施設対策	精神薄弱児施設					
	精神薄弱者更生施設(取容)					
	精神薄弱者授産施設(取容)					
	盲ろうあ児施設					
	肢体不自由児施設					
	重症心身障害児施設					
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床						
国立療養所重症心身障害児委託病床						

(注) 心身障害児(者)とは、身体障害児(18歳未満)、精神薄弱児(18歳未満)、精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。



身体障害の種類別在宅身体障害児数 (昭和45年10月1日現在)

	全国推計(人)	構成比(%)
総数	93,800	100.0
視覚障害	5,600	5.9
聴覚平衡機能障害	11,900	12.7
音声言語機能障害	6,300	6.7
肢体不自由	51,900	55.3
心臓又は呼吸器機能障害	5,600	5.9
複合障害	12,600	13.4

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

### 心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

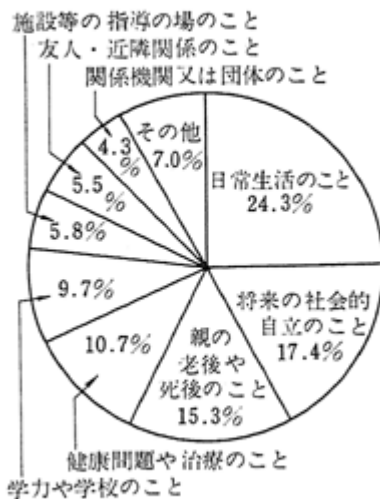
(昭和57年10月1日現在)(単位:か所,人)

	施設数	入所定員	入所人員
精神薄弱児施設	336	24,215	19,403
自閉症児施設	7	340	289
精神薄弱児通園施設	222	8,230	5,767
盲児施設	29	1,691	815
ろうあ児施設	27	1,954	692
難聴幼児通園施設	18	610	494
肢体不自由児施設	73	9,479	7,086
肢体不自由児通園施設	64	2,740	2,059
肢体不自由児療養施設	7	410	248
重症心身障害児施設	51	5,749	5,223
国立療養所重症心身障害児委託病床	80	8,080	7,416
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床	27	2,140	1,335
心身障害児通園事業	170	3,400	—
精神薄弱者更生施設(収容)	566	40,855	39,755
”(通所)	51	1,780	1,578
精神薄弱者授産施設(収容)	123	8,246	7,839
”(通所)	152	5,259	4,863
精神薄弱者通勤寮	74	1,715	1,577
精神薄弱者福祉ホーム	11	110	—
精神薄弱者通所授産事業	101	—	—

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

### 心身障害児(者)の保護者のあがる養育に関する気がかりなこと

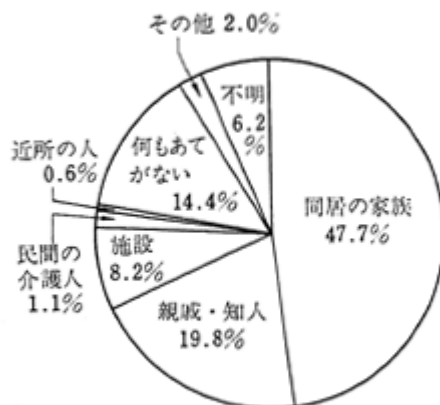
心身障害児(者)の保護者のあける養育  
に関する気がかりなこと



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

主たる介護者の緊急時の対応(世話してもらう人)

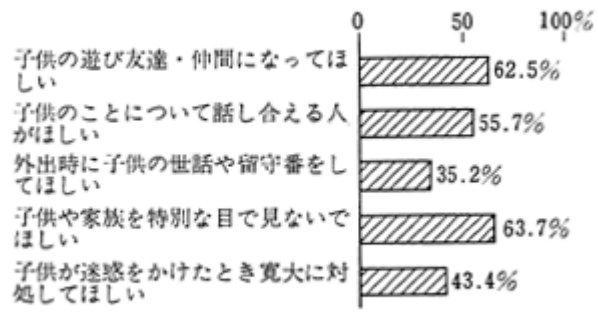
主たる介護者の緊急時の対応  
(世話してもらう人)



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児(者)調査」(昭和56年2月)

近隣の人に対して要望すること

近隣の人に対して要望すること



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児（者）調査」（昭和56年2月）

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

3 心身障害者福祉

(3) 特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。		
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者		
手当額(月額) (昭和57年9月～)	1級(重度)	37,700円	
	2級(中度)	25,100円	
所 得 制 限	受給者の前年の年収 507.1万円未満(4人世帯)		
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回(4月, 8月, 12月)支払う。		
支 給 状 況 (昭和57年度末)	支給対象児童数	115,757人	
	障害種別	精神薄弱	55,251人
		身体障害	46,238人
		その他	14,268人

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

3 心身障害者福祉

(4) 精神薄弱者

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数  
(昭和46年10月1日現在)

	全国推計数	構 成 比
総 数	312,600 <sup>人</sup>	100.0 <sup>%</sup>
軽 度	130,200	41.7
中 度	98,300	31.4
重 度・最 重 度	82,300	26.3
不 明	1,800	0.6

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

年齢階級別在宅精神薄弱者数

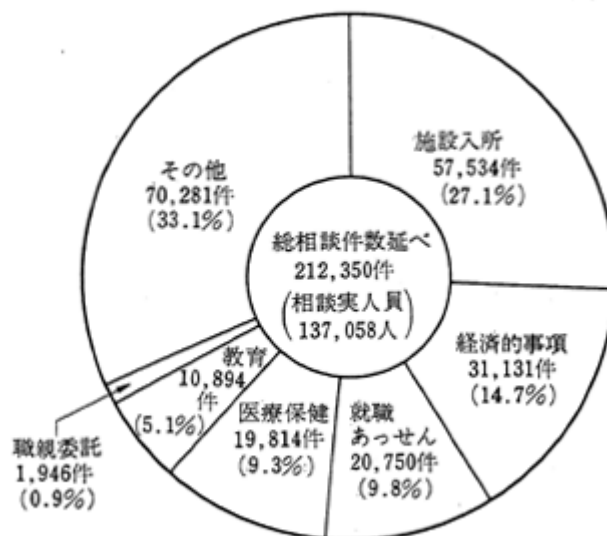
年齢階級別在宅精神薄弱者数  
(昭和46年10月1日現在)

	精神薄弱者数	人 口 千 対 比
総 数	312,600 <sup>人</sup>	3.0
18 歳 未 満	141,700	4.7
0 ~ 4 歳	16,000	1.7
5 ~ 9	37,900	4.7
10 ~ 14	64,400	8.3
15 ~ 17	23,300	4.7
18 歳 以 上	170,900	2.3
18 ~ 19 歳	10,100	2.8
20 ~ 29	57,600	2.9
30 ~ 39	47,100	2.8
40 ~ 49	27,000	2.0
50 ~ 59	21,000	2.2
60 ~	8,200	0.7

資料：基礎人口…総理府統計局「昭和46年10月1日現在推計人口」  
厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数(昭和57年度)

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数(昭和57年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 指標編

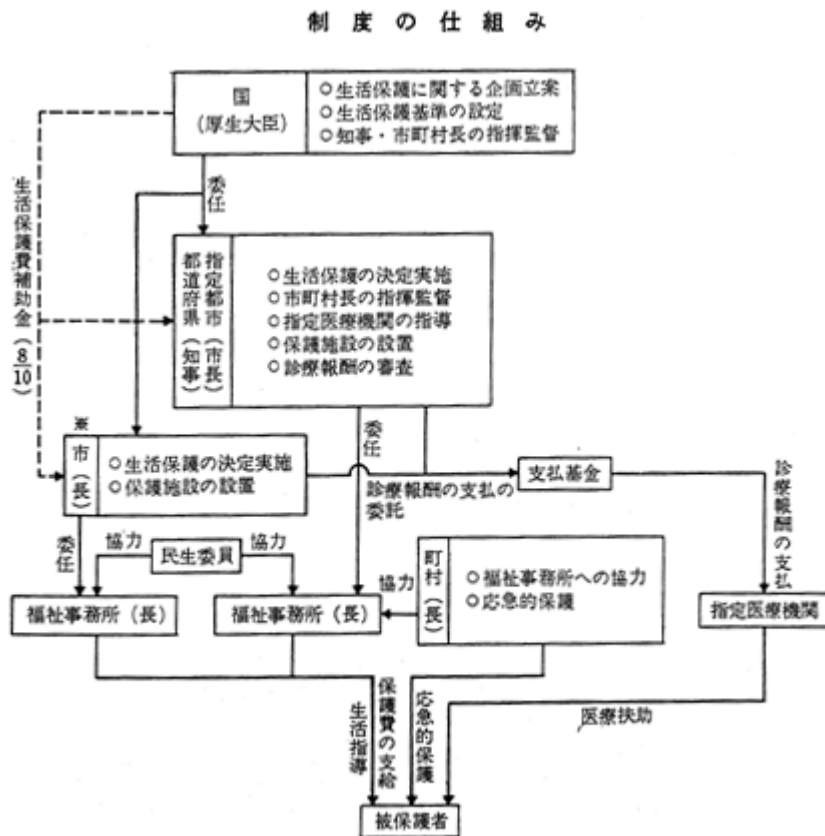
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

#### 4 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの厚因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

### 制度の仕組み



※ 福祉事務所を管理する町村長は市長と同じ扱いとなる。

生活扶助基準額の年次推移(標準4人世帯・1級地)

生活扶助基準額の年次推移(標準4人世帯・1級地)

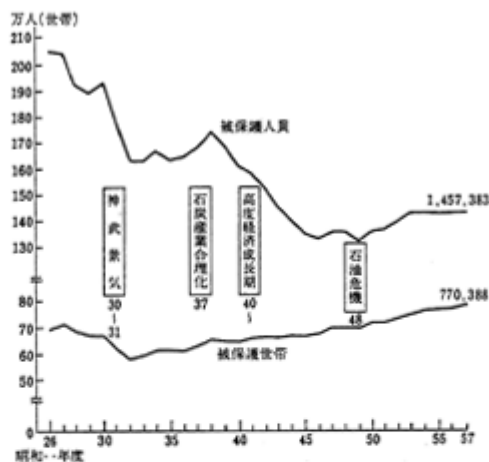
実施年度	基準額	対前年度比	消費支出の格差
昭和35年度	8,914円	—%	38.0%
40	18,204	112.7	50.2
45	34,137	114.0	51.3
50	74,952	123.5	57.9
55	124,173	108.6	59.1
56	134,976	108.7	59.4
57	143,345	106.2	—
58	148,649	103.7	—

厚生省社会局調べ(各年度4月1日の数値)

- (注) 1. 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。  
 2. 消費支出格差とは、東京都における一般勤労者世帯と被保護労働者世帯(日産家内労働)の1人当り消費支出の比較(一般勤労者世帯=100)である。

## 保護の動向

保護の動向



資料: 厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

- (注) 1. 最近の保護の動向は昭和49年度を境に被保護世帯数、被保護人員ともに、増加傾向にあり、現在も微増傾向にある。  
 2. 昭和57年度の扶助別人員は次のとおりである。

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
146	129	93	27	89	(万人) 0.4

3. 昭和57年度の世帯類型別世帯数の構成割合は次のとおりである。

高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
30.3	13.8	45.8	10.1 (%)



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(1) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設の状況(昭和57年10月1日現在)

社会福祉施設の状況(昭和57年10月1日現在) (単位: か所, 人)

	施設数	定員	現在員	従事者数
総数	44,586	2,587,504	2,333,693	533,418
保護施設	348	22,097	21,403	5,817
老人福祉施設	3,968	183,547	177,750	75,446
身体障害者更生援護施設	614	28,856	25,653	15,192
婦人保護施設	57	2,056	935	552
児童福祉施設	33,152	2,270,645	2,038,384	393,522
うち保育所	22,709	2,168,349	1,956,725	293,224
精神薄弱者援護施設	892	56,140	54,035	25,929
母子福祉施設	81	1,988	.	524
その他の社会福祉施設	5,474	22,175	15,533	16,436

資料: 厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設の定員、現在員、従事者数は除いている。  
 2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員は除いている。  
 3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。  
 4. 定員、現在員、従事者数の総数からも、上記1～3の施設は除いている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

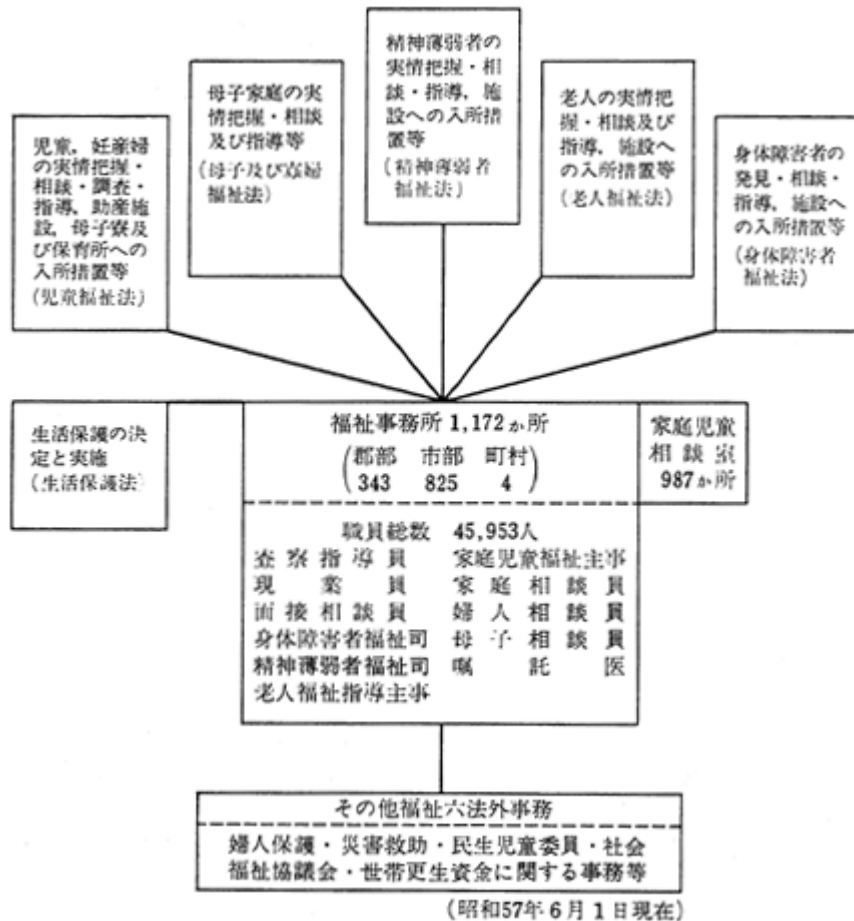
I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(2) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護・育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(3) 民間社会福祉活動

1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。

民生委員(児童委員)の活動状況

民生委員(児童委員)の活動状況(昭和57年度)

民生委員(人)		169,161
活動日数(日)		13,663,313
訪問回数(件)		17,983,685
調査・係 証明件 事務数	総数	12,692,600
	調査	3,496,266
	証明事務	1,364,697
	施設、団体、公的機関との連絡 諸会合、行事への参加	3,283,368 4,548,269
相談 指導 件数	総数	17,299,063
	家族の問題	1,128,568
	住居の問題	595,390
	健康の問題	4,342,762
	仕事の問題	749,522
	事故・災害	194,308
	生活費の問題	1,705,311
	年金・保険の問題	689,144
	生活環境の問題	1,005,871
その他	6,888,187	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって、公私の社会福祉事業関係者の協力の下に、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。

### 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会の概要

(昭和58年度)

<p>全国社会福祉協議会 (1か所) 国庫補助職員 22人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県社協の指導・連絡</li> <li>○関係機関・団体の連絡調整</li> <li>○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報</li> <li>○全国ボランティア活動振興センターの運営</li> <li>○社会福祉研修センターの運営</li> <li>○民生委員活動の推進</li> <li>○国際協力</li> </ul>
<p>都道府県社会福祉協議会 (57か所) 国庫補助職員 364人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村社協活動の指導・連絡</li> <li>○関係機関・団体の連絡調整</li> <li>○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報</li> <li>○都道府県ボランティアセンターの運営</li> <li>○地域福祉モデル地区事業の推進</li> <li>○福祉施設近代化の推進</li> <li>○世帯更生資金制度の運営</li> <li>○福祉基金の運営</li> <li>○共同募金への協力</li> </ul>
<p>市町村社会福祉協議会 (3,368か所) 国庫補助職員 2,161人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関・団体の連絡調整</li> <li>○社会福祉に関する企画・調査・研究・広報</li> <li>○市町村ボランティアセンターの運営</li> <li>○福祉教育等の推進</li> <li>○在宅福祉サービスの推進</li> <li>○心配ごと相談所の運営</li> <li>○高齢者無料職業紹介事業等の運営</li> <li>○社会福祉センターの運営</li> <li>○社会福祉施設機能の地域開放の促進</li> <li>○世帯更生資金等の貸付</li> <li>○福祉基金の運営</li> <li>○共同募金への協力</li> </ul>

指標編

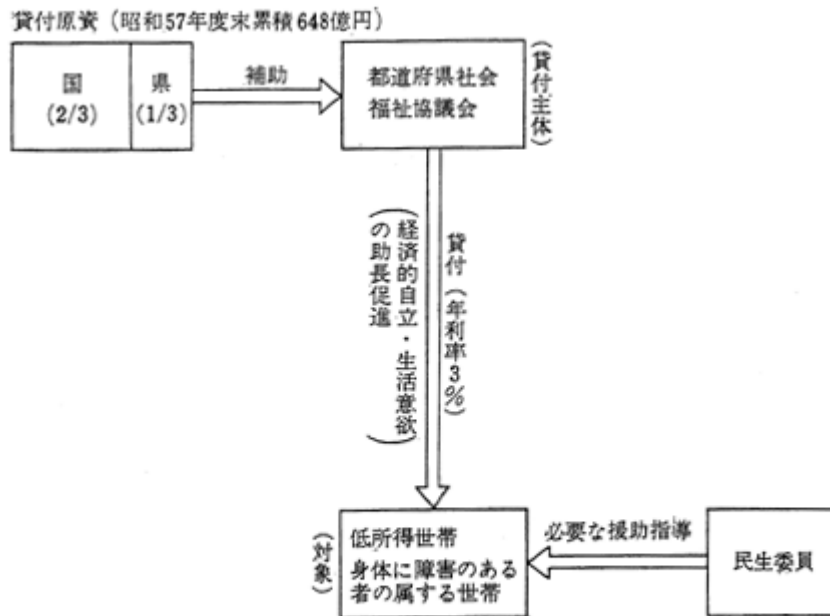
第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(4) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませようとする制度である。



(注) 貸付金は、生業を営むための生業費、住宅の改修等に必要な資金等8種類に分かれ、各々貸付限度額、据置期間及び償還期限が定められている。(貸付利率年3%) また、昭和57年度の貸付実績は3万7千件となっている。

貸付条件及び貸付実績(例)

貸付条件及び貸付実績(例)

	貸付条件(昭和58年度)			貸付実績 (昭和57年度件数)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	生業費(特別) 円以内 1,680,000	1年	7年	7,525件
住宅資金	900,000	6月	6年	8,815
修学資金	修学費高校 月18,000	6月	20年	11,731

厚生白書(昭和58年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 指標編

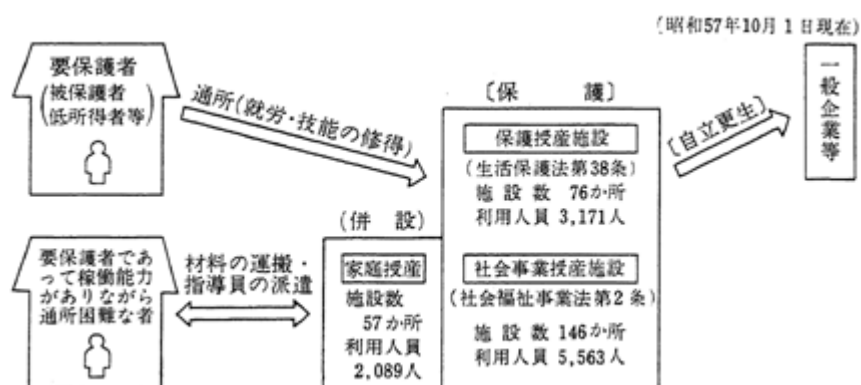
### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

#### 5 その他の社会福祉

#### (5) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。



## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

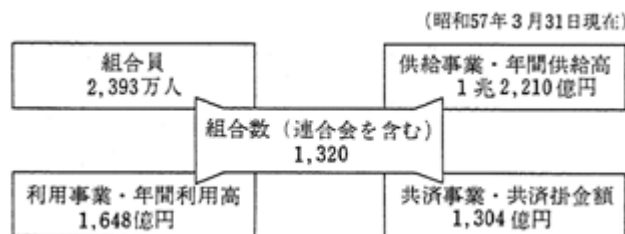
#### I V 社会福祉

#### 5 その他の社会福祉

#### (6) 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

組合が行う事業には、1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、3)火災、生命、交通災害等の事故に対する共済事業、4)教育、文化事業等がある。





指標編

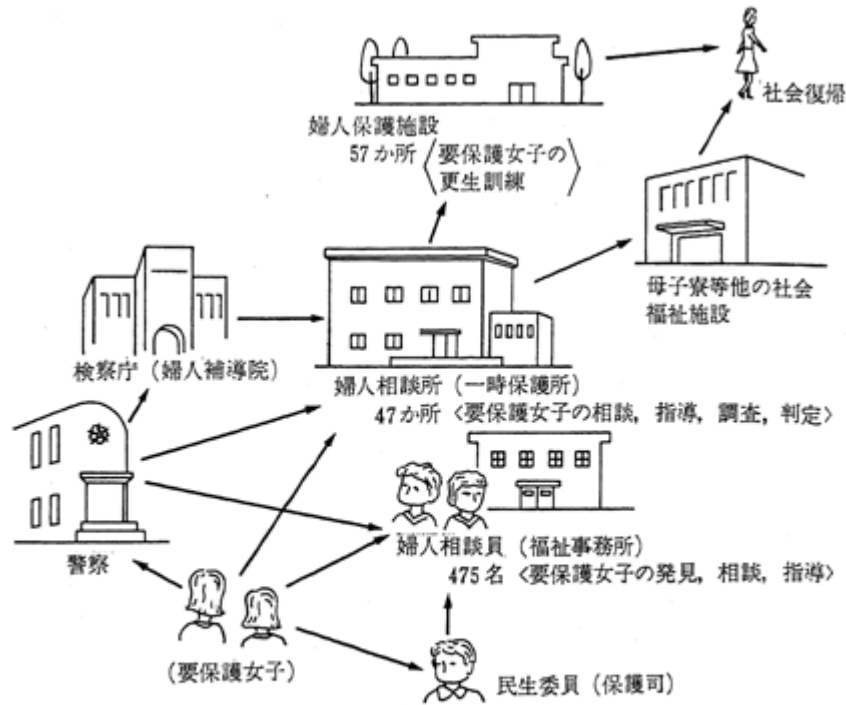
第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(7) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。



(注) 昭和57年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受けた要保護女子は73,270人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが64.1%でもっとも多く、次いで医療福祉関係機関からの送致が16.3%となっており、警察・法務関係からの送致は3.0%となっている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

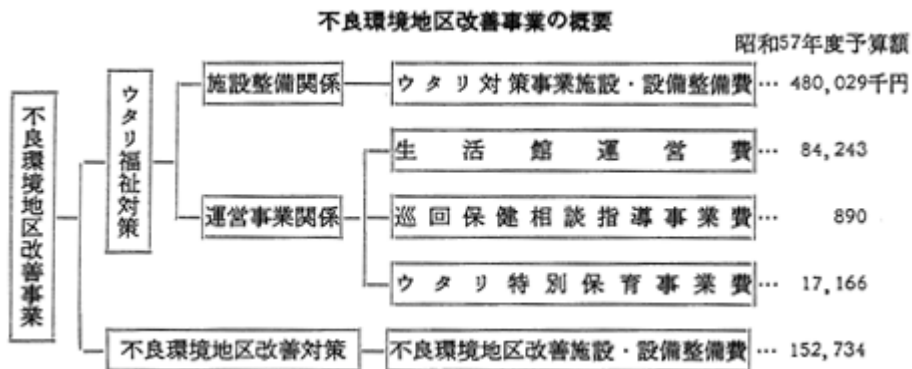
(8) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。なお,地域改善対策については,「同和対策卒業特別措置法(44年法律第60号)」の失効に伴い,新たに「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」が昭和57年4月1日から5年間の時限立法として施行され,同法に基づき,対策の推進が引き続き図られている。

地域改善対策事業の概要

地域改善対策事業の概要		昭和57年度予算額	
地域改善対策事業	施設整備関係	地域改善対策事業施設・設備整備費	63,450,317千円
		簡易水道等施設整備費	459,250
		地域し尿処理施設整備費	57,654
		児童福祉施設整備費	2,579,430
		隣保館運営費	2,505,956
	運営事業関係	生活相談員設置費	69,498
		巡回保健相談指導事業費	27,554
		トラホーム予防事業費	32,785
		妊婦健康診査費	27,800
		地域改善対策特別保育事業費	769,562

不良環境地区改善事業の概要



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

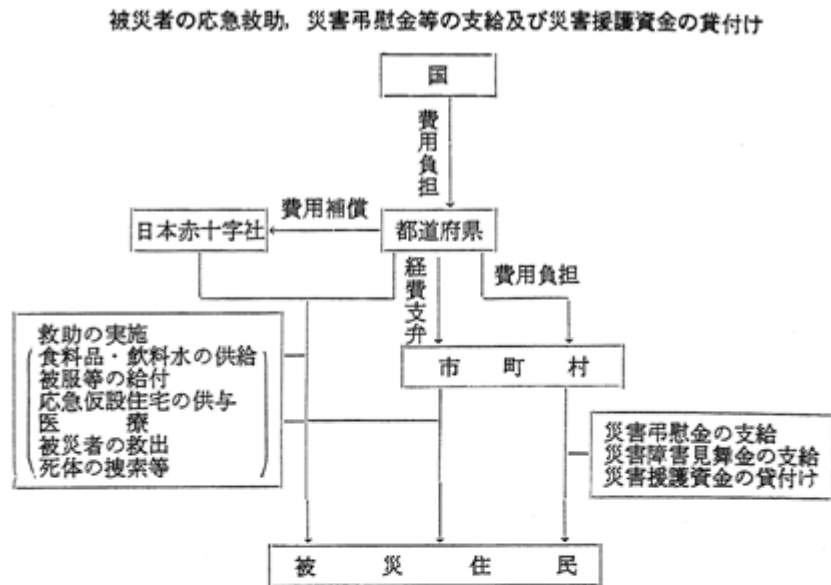
I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(9) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

被災者の応急救助、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け



災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した者の遺族に 300 万円の限度で弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	自然災害により重度の障害を有するに至った者に 150 万円の限度で障害見舞金を支給する。
災害援護資金の貸付け	自然災害により世帯主が重傷を負うか、住居又は家財に相当程度の被害を受けた世帯に 180 万円の限度で低利の貸付けを行う。

厚生白書(昭和58年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

5 その他の社会福祉

(10) 社会福祉等に関する相談

生活に困ったとき,又はいろいろの問題に出会ったとき,どこへ行って相談したらよいのだろうか。このような場合のいわば窓口ともいべき所を示したものが次表である。

	尋ねたいことから	尋ねるところ
生活に困ったときは	生活保護	福祉事務所
	世帯更生資金	市町村社会福祉協議会
	心配ごと相談	心配ごと相談所, 民生委員
老人の福祉に関することは	家庭奉仕員の派遣, 日常生活用具の給付等	市(区)役所 町(村)役場
	老人就労あっ旋事業	高齢者無料職業紹介所
身体障害者の福祉に関することは	身体障害者手帳の交付, 身体障害者の診査, 更生相談, 更生医療, 補装具の給付, 日常生活用具の給付	福祉事務所
	家庭奉仕員の派遣等	市(区)役所, 町(村)役場
	福祉手当	福祉事務所
精神薄弱者の福祉に関することは	精神薄弱者の相談・指導	福祉事務所, 精神薄弱者更生相談所
	療育手帳の交付, 日常生活用具の給付	福祉事務所
	家庭奉仕員の派遣等	福祉事務所, 市(区)役所, 町(村)役場
児童の福祉に関することは	児童問題一般	児童相談所
	療育指導, 育成医療の給付	保健所
	身体障害者手帳等の交付, 日常生活用具の給付, 補装具の交付	福祉事務所
	児童手当, 特別児童扶養手当, 家庭奉仕員の派遣	市(区)役所 町(村)役場
母子の福祉に関することは	児童扶養手当	市(区)役所 町(村)役場
	母子福祉資金・寡婦福祉資金	福祉事務所
	尋ねたいことから	尋ねるところ
母子保健に関することは	妊産婦・乳幼児の健康診査・相談, 母子健康手帳の交付	保健所, 市(区)役所 町(村)役場
社会福祉施設の入所については	老人福祉施設(養護老人ホーム)特別養護老人ホーム	福祉事務所
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)有料老人ホーム	当該施設
	身体障害者更生援護施設(肢体不自由者更	福祉事務所

	生施設・失明者更生施設・ろうあ者更生施設・内部障害者更生施設・身体障害者授産施設・重度身体障害者更生援護施設・重度身体障害者授産施設・身体障害者療護施設)	
	身体障害者福祉工場	当該施設
	保護施設(教護施設・更生施設・授産施設)	福祉事務所
	児童福祉施設(助産施設・母子寮)	福祉事務所
	" (乳児院・養護施設・精神薄弱児施設・自閉症児施設・精神薄弱児通園施設・盲児施設・ろうあ児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・重症心身障害児施設・教護院)	児童相談所
	" (保育所)	市(区)役所, 町(村)役場, 福祉事務所
	精神薄弱者援護施設(精神薄弱者更生施設・精神薄弱者授産施設)・精神薄弱者通園寮・精神薄弱者福祉ホーム	福祉事務所
	婦人保護施設	婦人相談所
ボランティアに関することは	ボランティアの登録及び派遣等	ボランティアセンター
寄附をしたいときは	寄附金の受入れ及び配分	共同募金会
留守家族 遺族 戦傷病者に関することは	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等	都道府県の援護担当課, 市(区)役所, 町(村)役場
精神障害者に関することは	精神障害者の医療, 日常生活相談	保健所又は精神衛生センター
その他	結核予防その他保健衛生一般 優生保護	保健所 優生保護相談所 (大半が保健所に併設されている。)

## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### I V 社会福祉

#### 6 援護

---

援護行政は、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし、海外における戦没者の遺骨の収集、未帰還者の調査、中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者に対する援護、軍人恩給の進達、叙位叙勲に関する業務等を行っている。

---



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

6 援護

(1) 戦傷病者,戦没者遺族等の援護

1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

対象者	軍人(恩給該当者を除く。)軍属(旧軍の有給雇傭人等)及び準軍属(被徴用者, 動員学徒, 国民義勇隊の隊員, 戦闘参加者等)で公務又は勤務に関連する傷病により第5款症以上の障害を有する者及び死亡した者の配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母等の遺族(弔慰金にあっては, 兄弟姉妹及びこれ以外の三親等以内の親族も対象者とする。)	
	障害給付	遺族給付
援護の内容	障害年金 5,358人	遺族年金 77,440人 (軍人軍属の遺族) (先順位者72,192人) (後順位者 5,248人)
	公務傷病 6,723,500円(特別項症) ~654,000円(第5款症)	遺族給与金 33,689人 (準軍属の遺族) (先順位者30,673人) (後順位者 3,016人)
	勤務関連傷病 5,120,900円(特別項症) ~505,400円(第5款症)	公務死亡 1,320,000円(先順位者) 42,000円(後順位者)
	扶養親族加給 144,000円(配偶者) 42,000円(配偶者以外の扶養親族 3人目以降は12,000円)	勤務関連死亡 1,047,000円(先順位者) 32,600円(後順位者)
	特別加給 270,000円(特別項症) 210,000円(第1項症及び第2項症)	弔慰金 2,075,558人(累計) 額面5万円, 年6分の利付, 10年償還 の国債
	障害一時金 663人(累計) 第1款症以下の障害を有する者について 選択により支給	

(注) 1. 金額は昭和57年8月からのものである。  
2. 支給人員は昭和58年3月31日現在

2) 戦傷病者特別援護法による援護

② 戦傷病者特別援護法による援護

対 象 者	軍人軍属及び準軍属で公務又は勤務に関連する傷病により第5 款症(軍人については第4目症)以上の障害を有する者として、 または、公務又は勤務に関連する傷病について厚生大臣が療養の 必要があると認めた者として戦傷病者手帳の交付を受けたもの	155,381人
援 護 の 内 容	1 療養の必要があると認定した者に対する療養の給付 2 長期入院患者に対する療養手当(月額21,200円)の支給 3 療養の給付を受けている者が死亡した場合の、その遺族に対 する葬祭費(105,000円)の支給 4 更生するため医療の必要があると認定した者に対する更生医 療の給付 5 補装具の支給及び修理 6 国立保養所への収容 7 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を 利用する場合の無賃乗車船の取扱い	7,222人 72人 126件 5,694件 2人 129,924人

戦傷病者相談員が、戦傷病者の福祉の増進を図るため厚生大臣の委託を  
受けて戦傷病者の更生等について戦傷病者の相談相手となり、必要な指導  
等を行う。

940人

- (注) 1. 受給人員等は昭和58年4月1日現在、ただし、「援護の内容」の3、5、7は  
昭和57年度のものである。  
2. 「援護の内容」の7の数字は引換証交付者数である。  
3. 金額は昭和58年4月1日現在

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

6 援護

(2) 特別給付金等

種別	戦没者等の妻に対する特別給付金	戦傷病者等の妻に対する特別給付金	戦没者の父母等に対する特別給付金	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
対象者	公務傷病等により死亡した軍人軍属又は準軍属の妻	公務傷病等により第5款症以上の障害を有する軍人軍属又は準軍属の妻	公務傷病等により死亡した軍人軍属又は準軍属の父母、祖父母で戦没者の死亡により子孫が絶えたもの	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、生計関係があった三親等内親族 (公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がない場合に限る)
給付	<p>20万円(10年償還、国債) 昭和38年に措置</p> <p>支給件数 419,409人 ↓</p> <p>60万円(10年償還、国債、継続) 昭和48年に措置</p> <p>支給件数 384,855人 ↓</p> <p>120万円(10年償還、国債、再継続) 昭和58年に措置</p>	<p>10万円(5万円)(10年償還、国債) (( )内の額は軽症者の妻、以下同じ) 昭和41年に措置</p> <p>支給件数 121,616人 ↓</p> <p>30万円(15万円)(10年償還、国債、継続) 昭和51年に措置</p> <p>支給件数91,690人</p> <p>5万円(2.5万円)(5年償還、国債) 昭和54年に措置</p> <p>支給件数 6,592人</p>	<p>10万円(5年償還、国債) 昭和42年に措置</p> <p>支給件数16,619人 ↓</p> <p>30万円(5年償還、国債、継続) 昭和48年に措置</p> <p>支給件数14,453人 ↓</p> <p>60万円(5年償還、国債、再継続) 昭和53年に措置</p> <p>支給件数10,017人 ↓</p> <p>60万円(5年償還、国債、再々継続) 昭和58年に措置</p>	<p>3万円(10年償還、国債) 昭和40年に措置 (終戦20周年)</p> <p>支給件数 663,395人</p> <p>20万円(10年償還、国債) 昭和50年に措置 (終戦30周年)</p> <p>支給件数 1,005,455人</p> <p>12万円(6年償還、国債) 昭和54年に措置 (終戦30周年の措置の特例的措置)</p> <p>支給件数 113,220人</p>

(注) 支給件数は、昭和58年3月31日現在



厚生白書(昭和58年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

6 援護

(4) 中国残留日本人孤児

	昭和56年3月31日現在	昭和57年3月31日現在	昭和58年3月31日現在	昭和58年6月30日現在
① 身元調査の状況	(人)	(人)	(人)	(人)
調査依頼があった者	1,226	1,408	1,451	1,487
身元が判明した者 (うち訪日調査によるもの)	422 (24)	545 (68)	635 (94)	647 (94)
現在調査中の者	784	863	816	840
② 身元判明者の帰国の状況				
永住帰国者	51	68	145	150
一時帰国者	186	240	262	270

厚生省援護局調べ

(注) 1. 数字はすべて累計である。

2. 訪日調査は、昭和55年度以降3回実施され152人が訪日した。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

I V 社会福祉

6 援護

(5) 引揚者等の援護

(昭和58年4月1日現在)

帰国の援護	定着の援護
<ul style="list-style-type: none"><li>○帰国に必要な旅費等の負担 (一時帰国者は往復)</li><li>○帰還手当の支給 (大人: 128,600円, 子供: 64,300円)</li><li>○帰国時オリエンテーションの実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○日本語習得のための語学教材の支給</li><li>○社会生活に早期適応させるための生活指導員の各家庭及び職業訓練校への派遣</li></ul>